

# デイサービスきねん

## 指定地域密着型通所介護事業 運営規程

### 第一号通所事業 通所介護相当 運営規程 第16版

医療法人 岐阜勤労者医療協会  
デイサービスセンター きねん

#### 第1条：事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、デイサービスセンターきねん（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護・第一号通所事業 通所介護相当の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者及び事業対象者に（以下「要介護者」という）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

#### 第2条：運営の方針

- 1、事業所は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立支援の観点に立ち、日常生活を営むことができるよう、入浴、食事提供、機能訓練等のサービスを行う。また、目標指向型のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の回復維持を図る。
- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 第3条：名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 ……………デイサービスきねん
- 2、所在地 ……………岐阜市祈年町1丁目24番地の3

#### 第4条：勤務する職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりとする。

- 1、管理者 1名  
管理者は、事業所の通所介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2、看護職員 3名  
利用者の心身の状況を把握し健康管理、相談、助言を行う。また、口腔機能改善のための計画を作成し、介護職員らと協力し口腔機能改善のリハビリテーションを実施する。
- 3、機能訓練指導員 3名  
リハビリテーション計画を作成し、介護職員らと協力し、リハビリテーションを実施する。集団・個別に応じて機能訓練の計画を行い、定期的に効果確認を行う。
- 4、介護職員 5名  
要介護者等の身体状況に通所介護計画書を作成し、サービスを提供する。利用者の介助及び介護の中心を担う。看護師、機能訓練指導員らと協力し、看護、機能訓練の補助を行う。
- 5、生活相談員 3名  
利用者あるいはその家族の相談を受け、適切な対応を行う。

## 第5条：営業日及び営業時間並びに利用定員

事業所の営業日及び営業時間並びに利用定員は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から土曜日までとする。  
12月30日～1月3日は休所とする。
- 2、営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- 3、サービス提供時間 午前8時50分から午後4時00分
- 4、定員：18名

## 第6条：通所介護の利用料等

- 1、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の割合負担に応じた額とする。
- 2、前項の費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることとする。
  - 一、食費 1回 550円
  - 二、その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者負担が適当と判断されるもの
- 3、前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

## 第7条：緊急時等における対応方法

通所介護従事者は、事業を実施中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## 第8条：通常の事業実施地域

- 1、地域密着型通所介護の事業実施地域は、原則岐阜市とする。
- 2、第一号通所事業 通所介護相当の事業実施地域は、岐阜市、各務原市、岐南町及び笠松町全域とする。

※サービス提供地域によっては別途相談させていただくこととする。

## 第9条：苦情を処理するために講ずる処置の概要

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要」に基づき、利用者からの相談や苦情があった場合、迅速に対応する。

連絡先 058-275-7195

苦情解決責任者 松田英史

苦情受付担当者 増田純也

## 第10条：災害対策

管理者は、別に定める「防火管理規程」に基づき、災害対策防止及び利用者の安全確保に努めなければならない。また、岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

## 第11条：その他運営についての留意事項

- 1、通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2、この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成17年12月12日 施行 (第1版)

平成18年 4月1日 (第2版)

平成18年 8月1日 (第3版)

平成19年 9月1日 (第4版)

平成19年 11月1日 (第5版)

平成20年4月1日 (第6版)

平成24年11月17日 (第7版)

平成25年8月1日 (第8版)

平成26年6月1日 (第9版)

平成27年7月1日 (第10版)

平成27年8月1日 (第11版)

平成28年3月1日 (第12版)

平成28年4月1日 (第13版)

平成30年4月1日 (第14版)

平成30年8月1日 (第15版)

令和6年4月1日 (第16版)